

**新潟市ひまわりクラブ条例（平成5年7月5日条例第23号）**

最終改正：令和元年7月8日条例第46号

改正内容：令和元年7月8日条例第46号 [令和元年7月8日]

○新潟市ひまわりクラブ条例

平成5年7月5日条例第23号

**改正**

平成5年10月4日条例第35号  
平成6年7月5日条例第26号  
平成7年3月29日条例第27号  
平成7年9月28日条例第47号  
平成8年3月28日条例第15号  
平成8年7月2日条例第25号  
平成9年7月4日条例第29号  
平成9年12月24日条例第46号  
平成10年7月3日条例第31号  
平成10年10月1日条例第41号  
平成11年3月27日条例第18号  
平成11年7月6日条例第27号  
平成12年3月31日条例第43号  
平成12年7月4日条例第47号  
平成12年10月2日条例第80号  
平成13年3月30日条例第20号  
平成13年10月1日条例第31号  
平成14年12月24日条例第43号  
平成15年9月29日条例第41号  
平成16年7月7日条例第32号  
平成16年12月24日条例第137号  
平成17年9月30日条例第114号  
平成18年12月21日条例第71号  
平成19年3月26日条例第33号  
平成20年3月19日条例第22号  
平成20年7月1日条例第49号  
平成21年7月7日条例第38号  
平成24年3月16日条例第34号  
平成24年7月2日条例第57号  
平成25年2月22日条例第1号  
平成26年12月22日条例第85号  
平成28年2月19日条例第4号  
平成28年7月4日条例第42号  
平成29年7月3日条例第34号  
平成30年3月20日条例第12号  
平成30年7月6日条例第37号  
平成30年12月28日条例第47号  
平成31年2月26日条例第2号  
令和元年7月8日条例第46号

新潟市ひまわりクラブ条例  
(設置)

**第1条** 労働等により屋間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童の健全な育成を図るため、新潟市ひまわりクラブ(以下「クラブ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** クラブの名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(休日)

**第2条の2** クラブの休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更すること

ができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日  
(開設時間)

**第2条の3** クラブの開設時間は、小学校の放課後から午後6時30分までとする。ただし、新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)第7条に規定する小学校の休業日及び土曜日は、午前8時から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。  
(対象児童)

**第3条** クラブに入会できる者は、本市に住所を有する者で労働等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童とする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めた児童もクラブに入会させることができる。  
(入会の手続)

**第4条** 保護者は、児童をクラブに入会させようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。  
(入会の制限)

**第5条** 市長は、クラブの管理運営上支障があると認める場合は、入会の許可をしないことができる。  
(退会の届出)

**第6条** 保護者は、その児童をクラブから退会させようとする場合は、市長にその旨を届け出なければならない。  
(利用料)

**第7条** クラブの利用につき、入会の許可を受けた児童の保護者から、利用料を徴収する。

2 利用料の額は、児童1人につき、月額8,400円とする。  
(利用料の納付期限)

**第8条** 利用料は、当該月分をその月の末日(12月分にあっては、翌年の1月4日)までに納付しなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日をもって納付期限とする。  
(利用料の免除)

**第9条** 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その利用料の全部又は一部を免除することができる。  
(利用料の還付)

**第10条** 既納の利用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その利用料の全部又は一部を還付することができる。  
(許可の取消し等)

**第11条** 市長は、次の各号の一に該当する場合は、入会の許可を取り消し、又はクラブの利用を一時停止させることができる。

- (1) 児童が第3条に定める入会の資格を失った場合
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がクラブの管理運営上支障があると認める場合  
(指定管理者による管理)

**第12条** 市長は、クラブの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にクラブの管理を行わせる。  
(指定管理者の指定の手続)

**第13条** クラブの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたものうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、クラブの指定管理者として指定するものとする。

- (1) 児童の平等利用が確保されること。
- (2) クラブの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例第63号)に定める基準に従った運営が可能であること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者がクラブの設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。  
(指定管理者の業務の範囲)

**第14条** 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) クラブの利用の許可に関する業務
- (2) 第11条の規定による許可の取消し等に関する業務
- (3) クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、クラブの管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

**第15条** 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

**第16条** 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(黒埼町の編入に伴う特例)

2 黒埼町の編入の日から平成13年3月31日までの間、旧黒埼町区域にあるひまわりクラブの利用料の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、児童1人につき、月額6,000円とする。

(合併に伴う特例)

3 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村(以下これらの市町村を「編入市町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)から平成17年3月31日までの間、編入日前の編入市町村の区域にあるクラブの利用料の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 編入日前の編入市町村(白根市及び西川町を除く。)の区域にあるクラブ(新津第三ひまわりクラブを除く。)については、第12条の規定は、編入日から平成17年3月31日までの間、適用しない。

5 新津第三ひまわりクラブ及び編入日前の白根市の区域にあるクラブの管理については、第12条の規定にかかわらず、編入日から平成17年3月31日までの間、なお従前の例による。

#### 附 則(平成5年条例第35号)

この条例は、平成5年10月4日から施行する。

#### 附 則(平成6年条例第26号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

#### 附 則(平成7年条例第27号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(豊照ひまわりクラブに係る部分を除く。)は、この条例の施行の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成7年新潟市規則第59号で平成7年10月25日から施行)

#### 附 則(平成7年条例第47号)

この条例は、平成7年12月1日から施行する。

#### 附 則(平成8年条例第15号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成8年条例第25号)

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

#### 附 則(平成9年条例第29号)

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

#### 附 則(平成9年条例第46号)

この条例は、平成10年1月5日から施行する。

#### 附 則(平成10年条例第31号)

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

#### 附 則(平成10年条例第41号)

この条例中、別表に上山ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成10年11月2日から、別表に太夫浜ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

#### 附 則(平成11年条例第18号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成11年条例第27号)

この条例中、別表に竹尾ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成11年9月1日から、別表に濁川ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成11年11月1日から施行する。

#### 附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の改正規定は、平成12年11月6日から、第2条の改正規定は、平成12年11月27日から施行する。

#### 附 則(平成12年条例第47号)

この条例は、平成12年9月1日から施行する。

#### 附 則(平成12年条例第80号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

#### 附 則(平成13年条例第20号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則(平成13年条例第31号)**

この条例は、平成13年11月1日から施行する。ただし、別表に赤塚ひまわりクラブの項を加える改正規定は、この条例の施行の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成14年新潟市規則第4号で平成14年3月1日から施行)

**附 則(平成14年条例第43号)**

この条例は、平成15年2月1日から施行する。

**附 則(平成15年条例第41号)**

この条例は、平成15年11月17日から施行する。

**附 則(平成16年条例第32号)**

この条例中別表に坂井東ひまわりクラブの項を加える改正規定は平成16年9月1日から、同表上山ひまわりクラブの項の改正規定は平成16年10月18日から、同表桃山ひまわりクラブの項の改正規定はこの条例の公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成17年新潟市規則第7号で同17年2月16日から施行)

**附 則(平成16年条例第137号)**

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月21日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行(前項本文の規定による施行をいう。)の際現に改正前の第12条の規定によりその管理を委託しているひまわりクラブの管理については、改正後の第12条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間は、なお従前の例による。  
(準備行為)

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

**附 則(平成17年条例第114号)**

この条例中別表に巻北ひまわりクラブ、漆山ひまわりクラブ、松野尾ひまわりクラブ及び巻南ひまわりクラブの項を加える改正規定は平成17年10月10日から、同表新通ひまわりクラブの項の改正規定はこの条例の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成18年新潟市規則第7号で平成18年2月17日から施行)

**附 則(平成18年条例第71号)**

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則(平成19年条例第33号)**

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則(平成20年条例第22号)**

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則(平成20年条例第49号)**

この条例中第3条、第4条、第5条(新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例別表秋葉区の項の改正規定に限る。)及び第6条の規定は平成20年9月1日から、その他の規定は同年10月6日から施行する。

**附 則(平成21年条例第38号)**

この条例中別表松浜ひまわりクラブの項及び横越ひまわりクラブの項の改正規定は公布の日から、その他の規定は公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成21年新潟市規則第70号で同21年9月6日から施行)

**附 則(平成24年条例第34号)**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則(平成24年条例第57号)**

この条例中別表中之口東ひまわりクラブの項の改正規定は公布の日から、同表岩室ひまわりクラブの項の改正規定は平成24年10月29日から施行する。

**附 則(平成25年条例第1号)**

この条例中別表万代長嶺ひまわりクラブの項及び臼井ひまわりクラブの項の改正規定は公布の日から、同表内野ひまわりクラブの項の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

**附 則(平成26年条例第85号)**

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から、第3条の規定は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成27年4月1日)

**附 則(平成28年2月19日条例第4号)**

この条例中別表南区の項の改正規定は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から、同表西蒲区の項の改正規定は平成28年4月1日から施行する。(平成28年新潟市規則第54号で同28年6月17日から施行)

**附 則(平成28年7月4日条例第42号)**

この条例中別表中央区の項の改正規定は公布の日から、同表江南区の項の改正規定は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成28年新潟市規則第60号で同28年7月25日から施行)

**附 則(平成29年7月3日条例第34号)**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**(平成30年3月20日条例第12号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表中央区の項の改正規定 公布の日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年4月1日

**附 則**(平成30年7月6日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成31年新潟市規則第1号で同31年4月1日から施行。ただし、同条例附則第2項の規定の施行期日は、公布の日とする。)

(準備行為)

- 2 関屋ひまわりクラブの入会の許可及び許可の取消し、退会の届出、利用料の免除、指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市ひまわりクラブ条例の規定の例により行うことができる。

**附 則**(平成30年12月28日条例第47号)

- この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成31年新潟市規則第1号で同31年1月28日から施行)

**附 則**(平成31年2月26日条例第2号)

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

**附 則**(令和元年7月8日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 新通つばさひまわりクラブの入会の許可及び許可の取消し、退会の届出、利用料の免除、指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市ひまわりクラブ条例の規定の例により行うことができる。

別表(第2条関係)

区名	名称	位置
北区	松浜ひまわりクラブ 太夫浜ひまわりクラブ 濁川ひまわりクラブ 葛塚ひまわりクラブ 葛塚東ひまわりクラブ 木崎ひまわりクラブ 早通南ひまわりクラブ	新潟市北区松浜7丁目3641番地2 新潟市北区太夫浜2045番地2 新潟市北区濁川284番地 新潟市北区川西3丁目4番2号 新潟市北区朝日町4丁目1番7号 新潟市北区木崎2973番地 新潟市北区須戸1丁目1番地1
東区	山の下ひまわりクラブ 大形ひまわりクラブ 中野山ひまわりクラブ 木戸ひまわりクラブ 東山の下ひまわりクラブ 桃山ひまわりクラブ 下山ひまわりクラブ 牡丹山ひまわりクラブ 東中野山ひまわりクラブ 竹尾ひまわりクラブ 南中野山ひまわりクラブ 江南ひまわりクラブ	新潟市東区山の下町8番55号 新潟市東区大形本町2丁目8番11号 新潟市東区中野山5丁目5番2号 新潟市東区中山4丁目2番6号 新潟市東区藤見町1丁目3番41号 新潟市東区桃山町2丁目204番地 新潟市東区太平2丁目18番地8 新潟市東区上木戸3丁目14番30号 新潟市東区猿ヶ馬場9番地 新潟市東区竹尾2丁目18番1号 新潟市東区中野山863番地1 新潟市東区江南5丁目1番地1
中央区	浜浦ひまわりクラブ 関屋ひまわりクラブ 鏡淵ひまわりクラブ 白山ひまわりクラブ 新潟ひまわりクラブ 日和山ひまわりクラブ 万代長嶺ひまわりクラブ 沼垂ひまわりクラブ 山潟ひまわりクラブ 上所ひまわりクラブ 鳥屋野ひまわりクラブ 笹口ひまわりクラブ 女池ひまわりクラブ 有明台ひまわりクラブ 南万代ひまわりクラブ 上山ひまわりクラブ 桜が丘ひまわりクラブ 紫竹山ひまわりクラブ	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1 新潟市中央区関屋下川原町2丁目664番地 新潟市中央区白山浦2丁目180番地3 新潟市中央区川端町1丁目1番地 新潟市中央区西大畠町617番地 新潟市中央区栄町3丁目5930番地2 新潟市中央区東万代町4番1号 新潟市中央区鏡が岡5番5号 新潟市中央区弁天橋通3丁目4番1号 新潟市中央区近江3丁目2番1号 新潟市中央区鳥屋野3丁目2番1号 新潟市中央区笹口2番47号 新潟市中央区女池5丁目2番46号 新潟市中央区有明台4番1号 新潟市中央区幸西4丁目1番1号 新潟市中央区女池上山1丁目1番1号 新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号 新潟市中央区米山4丁目12番20号
江南区	丸山ひまわりクラブ 大淵ひまわりクラブ 曾野木ひまわりクラブ 両川ひまわりクラブ 東曾野木ひまわりクラブ 横越ひまわりクラブ 亀田ひまわりクラブ 早通ひまわりクラブ 亀田東ひまわりクラブ 亀田西ひまわりクラブ	新潟市江南区丸山300番地 新潟市江南区大渕1760番地1 新潟市江南区天野2丁目8番2号 新潟市江南区酒屋町687番地1 新潟市江南区鐘木214番地1 新潟市江南区横越中央6丁目3番1号 新潟市江南区亀田新明町1丁目2番29号 新潟市江南区早通5丁目7番2号 新潟市江南区亀田水道町4丁目1番48号 新潟市江南区亀田緑町1丁目2番6号
秋葉区	新津第一ひまわりクラブ 新津第三ひまわりクラブ 金津ひまわりクラブ 小須戸ひまわりクラブ 矢代田ひまわりクラブ	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号 新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地 新潟市秋葉区古津88番地 新潟市秋葉区新保23番地2 新潟市秋葉区矢代田5596番地
南区	白根ひまわりクラブ 臼井ひまわりクラブ 根岸ひまわりクラブ	新潟市南区白根1372番地 新潟市南区臼井4483番地 新潟市南区山崎興野2288番地

	味方ひまわりクラブ 月潟ひまわりクラブ	新潟市南区吉江370番地 新潟市南区月潟1417番地
西区	小針ひまわりクラブ 新通ひまわりクラブ 内野ひまわりクラブ 赤塚ひまわりクラブ 真砂ひまわりクラブ 五十嵐ひまわりクラブ 坂井輪ひまわりクラブ 坂井東ひまわりクラブ 西内野ひまわりクラブ 東青山ひまわりクラブ 大野ひまわりクラブ 黒埼南ひまわりクラブ 山田ひまわりクラブ 立仏ひまわりクラブ	新潟市西区小針2丁目36番1号 新潟市西区坂井東6丁目18番1号 新潟市西区内野山手2丁目18番36号 新潟市西区赤塚2783番地2 新潟市西区真砂4丁目9番30号 新潟市西区五十嵐東2丁目5829番地12 新潟市西区坂井東1丁目2番2号 新潟市西区坂井東5丁目17番1号 新潟市西区内野上新町11810番地 新潟市西区青山261番地1 新潟市西区大野町3140番地乙 新潟市西区木場911番地1 新潟市西区山田2781番地2 新潟市西区立仏950番地
西蒲区	岩室ひまわりクラブ 和納ひまわりクラブ 曾根ひまわりクラブ 鎧郷ひまわりクラブ 升潟ひまわりクラブ 潟東ひまわりクラブ 中之口東ひまわりクラブ 中之口西ひまわりクラブ 松野尾ひまわりクラブ 巻南ひまわりクラブ 漆山ひまわりクラブ 巻北ひまわりクラブ	新潟市西蒲区西長島510番地 新潟市西蒲区和納1212番地 新潟市西蒲区曾根750番地 新潟市西蒲区楨島611番地 新潟市西蒲区升潟2236番地1 新潟市西蒲区美里424番地9 新潟市西蒲区小吉1100番地 新潟市西蒲区打越甲244番地 新潟市西蒲区松野尾690番地 新潟市西蒲区堀山新田1301番地 新潟市西蒲区馬堀4515番地 新潟市西蒲区竹野町163番地